

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 正誤表（1刷・2刷）

頁	訂正箇所	誤	正
10	第1編 一般共通事項 第1章 一般共通事項 第3節 工事現場管理 1.3.5 施工中の安全確保(e)	既設配管等に対して、支障を 来さない ような施工方法等を定める。	既設配管等に対して、支障を きたさない ような施工方法等を定める。
13	第1編 一般共通事項 第1章 一般共通事項 第4節 機器及び材料 1.4.2 機材の品質等(h)	材料の呼称、規格等は、 標準仕様書（機械設備工事編） 第2編1.1.2「材料・機材等の呼称及び規格」による。	材料の呼称、規格等は、第2編1.1.2「材料・機材等の呼称及び規格」による。
13	第1編 一般共通事項 第1章 一般共通事項 第4節 機器及び材料 1.4.3 再使用品(3)	取外し後、 機器 を清掃、洗浄等を行い、	取外し後、 機材 を清掃、洗浄等を行い、
16	第1編 一般共通事項 第1章 一般共通事項 第4節 機器及び材料 1.4.6 機材の検査に伴う試験 表1.1.1 機材の試験の注	第4編第1章第6節による。	第4編第1章第6節による。
22	第1編 一般共通事項 第2章 仮設工事 第2節 足場・その他 2.2.1 足場(f)	壁つなぎ材を撤去した後、現状に 復す る。	壁つなぎ材を撤去した後、現状に 復旧す る。
25	第1編 一般共通事項 第3章 養生 第1節 一般事項 3.1.1 養生範囲	既存部分養生範囲は、特記による。特記がない場合は、 改修 工事後にも使用される建築物、設備、備品等で、 改修 工事中に汚損、変色等の	既存部分養生範囲は、特記による。特記がない場合は、工事後にも使用される建築物、設備、備品等で、工事中に汚損、変色等の
34	第2編 共通事項 第2章 配管工事 第2節 配管施工の一般事項 2.2.1 一般事項(h)	なお、絶縁継手の仕様は標準仕様書（機械設備工事編）第2編2.2.10「絶縁継手」 又は特記 によるものとし、設置箇所は特記による。	なお、絶縁継手の仕様は標準仕様書（機械設備工事編）第2編2.2.10「絶縁継手」によるものとし、設置箇所は特記による。

46	第2編 共通事項 第2章 配管工事 第3節 配管の接合 2.3.8 鋳鉄管(b)(2)	差込み形接合の場合は、差口側接合部外面及び差口端面（管の切断面）にシール性滑材を均等に塗布し、受口側も内面のゴムリングの汚れを落とした後、ゴムリングの内面突起部にシール性滑材を均等に塗布したうえで、	差込み形接合の場合は、差口側接合部外面及び差口端面（管の切断面）にシール性滑剤を均等に塗布し、受口側も内面のゴムリングの汚れを落とした後、ゴムリングの内面突起部にシール性滑剤を均等に塗布したうえで、
50	第2編 共通事項 第2章 配管工事 第3節 配管の接合 2.3.16.6 開先加工(2)	開先形状及び接合部形状は、標準図（溶接開先形状、溶接接合部形状）による。	開先形状及び接合部形状は、標準図（施工23,24）による。
53	第2編 共通事項 第2章 配管工事 第3節 配管の接合 2.3.17 異種管の接合 2.3.17.1 鋼管と鋳鉄管	鋼管と鋳鉄管を接合する場合は、GS継手と鋼管はねじ接合とする。 (2刷で修正)	鋼管と鋳鉄管を接合する場合は、GS継手と鋼管はねじ接合とする。 (2刷で修正)
57	第2編 共通事項 第1章 配管工事 第5節 埋設配管 2.5.1 一般事項(q)	管を埋め戻す場合は、	管を埋戻す場合は、
74	第2編 共通事項 第7章 関連工事 第3節 コンクリート工事 7.3.1 一般事項(1)(イ)	コンクリートの設計基準強度は、特記がなければ、18N/mm ² 以上、	コンクリートの設計基準強度は、特記がなければ、18N/mm ² 以上、
84	第3編 空気調和設備工事 第2章 施工 第1節 機器の撤去、据付け及び取付け 2.1.11 冷却塔(a)	コンクリート基礎又は鋼製架台に据付ける。	コンクリート基礎又は鋼製架台に据付け ^る 。

103	第4編 自動制御設備工事 第2章 施工 第1節 機器類及び盤の取付け 2.1.1.4 その他の検出器(3)	フロートスイッチは、流れの方向を確認後、フロートスイッチの上流及び下流側に必要な直管長を確保して取付ける。	フロートスイッチは、流れの方向を確認後、フロートスイッチの上流及び下流側に必要な直管長を確保して、 水平配管に垂直 に取付ける。
110	第5編 給排水衛生設備工事 第2章 施工 1.2.2.5 選択弁	選択弁は、 本体青銅製、黄銅製又はステンレス鋳鉄製 、機械構造用炭素鋼製又は高温高圧用鋳鉄製とし、	選択弁は、青銅製、黄銅製、ステンレス鋳鉄製、機械構造用炭素鋼製又は高温高圧用鋳鉄製とし、
111	第5編 給排水衛生設備工事 第2章 施工	第1節 衛生機器 (2刷で修正)	第1節 衛生器具 (2刷で修正)
113	第5編 給排水衛生設備工事 第2章 施工 2.1.2.4 洗面器及び手洗器(3)	また、鋼管を使用する場合は専用 アダプター を使用して接合する。	また、鋼管を使用する場合は専用 アダプタ を使用して接合する。
123	第6編 ガス設備工事 第1章 一般事項 第1節 総則 1.1.1 一般事項(a)	及びガス事業者の規定する供給約款等 に 定めによる。	及びガス事業者の規定する供給約款等 の 定めによる。
123	第6編 ガス設備工事 第1章 一般事項 第1節 総則 1.1.1 一般事項(b)	((財)日本ガス機器検査協会) に 定めによる。	((財)日本ガス機器検査協会) の 定めによる。
123	第6編 ガス設備工事 第1章 一般事項 第1節 総則 1.1.1 一般事項(d)	及び同法施行規則(昭和54年通商産業省令第77号) に 定めによる。	及び同法施行規則(昭和54年通商産業省令第77号) の 定めによる。
128	第6編 ガス設備工事 第1章 一般事項 第3節 液化石油ガス設備の施工 2.3.1.2 その他の設備の取付け	なお、施工要領は、標準図(液化石油ガス容器転倒防止施工要領)による。	なお、施工要領は、標準図(施工72)による。

133	<p>第7編 昇降機設備</p> <p>第1章 一般事項</p> <p>第1節 総則</p> <p>1.1.1 一般事項</p>	<p>本設備は、建築基準法、同法施行令及び同令に基づく告示並びに条例等に定めによる。</p> <p>本編は、一般油圧エレベーターに適用するものとし、新設されるロープ式エレベーター、小荷物専用昇降機及びエスカレーターは、標準仕様書第9編「昇降機設備工事」による。</p>	<p>(1) 本設備は、建築基準法、同法施行令及び同令に基づく告示並びに条例等の定めによる。</p> <p>(2) 本編は、一般油圧エレベーターに適用するものとし、新設されるロープ式エレベーター、小荷物専用昇降機及びエスカレーターは、標準仕様書(機械設備工事編)第9編「昇降機設備工事」による。</p>
134	<p>第7編 昇降機設備</p> <p>第1章 一般事項</p> <p>第1節 総則</p> <p>2.2.1.2 電源盤及び制御(2)</p>	<p>かつ、かご内荷重は定格積載量における着床時における値とする。</p>	<p>かつ、かご内荷重は定格積載量における着床時の値とする。</p>